

● つくば市で全国初の無電柱化条例が制定される

茨城県つくば市では、計画的にまちづくりが行われた地域を対象とした防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保、及び景観の整備を目的に、無電柱化条例を9月30日に施行した。

この条例では、新たに電線類の敷設を要請する者に対し、電気事業者や電気通信事業者等が電線類地中化のための管路、特殊部、付帯設備などを整備するための費用や、電線路の地下への埋設を行うための費用を負担しなければならないと定めている。対象エリアは、つくば市内の4つの地区（つくば駅周辺、研究学園駅周辺、万博記念公園駅周辺、みどりの駅周辺）である（下図参照）。また、例外規定のほか、開発行為に伴い道路を新設する場合の街灯の設置も、開発行為を行う者に義務づけている。条例に対する違反等に対しては、勧告と公表の規定が用意されている。

これまで、新規開発の市街地における無電柱化や、電線地中化事業等によって既成市街地の無電柱化を図る事業は数多く存在してきたが、一度無電柱化が図られた地域を対象に電線の埋設を義務づける条例は全国初¹という。

図 無電柱化区域



(出典：つくば市ホームページ つくば市無電柱化条例チラシ)

ところで、電線地中化の目的の一つである景観の維持に着目すれば、景観法との違いを整理しておくことが参考になる。

景観法では、景観計画区域内での一定規模を超える建築物、工作物、開発行為等について、新築・増改築等を行う場合の事前の届出を定めている。届出対象行為ならびに行為制限の内容については、景観計画によって定められた、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項において規定される。制限に適合しないときは勧告等の措置が用意されている。形態意匠の制限については、条例で特定届出対象行為に指定されていれば、変更命令等の措置をとることができる。

届出対象、行為制限の具体的な基準は、各市区町村、都道府県がなる景観行政団体がつくる景観計

¹ 既に地域全体では無電柱化が図られたが、その中で何らかの理由で電線のない一部区画に対し、新たな土地利用を行うために敷設される電線の埋設を義務づけるという点において、全国初の条例である。

画に定められる。このため、具体的な基準は自治体ごとに異なる。

多くの自治体の景観計画においては、工作物の新築・増改築等のうち、電柱、鉄塔、アンテナ等については一定程度以上の高さ（例えば 15m や 20m など、景観行政団体ごとに異なる。つくば市では 15m（よう壁を除く））の新設・増改築等の行為を届出の対象としている。ただし、既設の電線類の張替え・交換については、景観法運用指針では「工作物の形態意匠の変更」にはあたらないとしている²。

このように、現存する多くの景観計画では、高圧送電線のような高さを有する電線類への制限はあっても、電柱の類については対象外となっている。もっとも、景観法が事前の届出によって良好な景観形成を図るための計画内容の協議を行うことを志向しているのに対し、今回のつくば市の条例は、電線埋設の費用負担を求めることを主とするという違いがある。

無電柱化については、以前から国会議員らによる法制化の動きが見られるなど、既設の電柱を撤去するだけでなく、電柱の新設そのものを制限する、より踏み込んだ取り組みが検討されてきた。今回の条例は、新たな市街地整備事業を行うことで無電柱化を目指すよりも、既に電線地中化された市街地の維持を目指すところに重点を置いていると考えられる。今後、開発を中心とした時代から既成市街地の管理を中心とした時代へと移りかわる中で、こうした条例もまた管理のための法制度の一つとして位置づけられるのではないかと。

(参考) [つくば市ホームページ](#) [つくば市無電柱化条例](#)

² 景観法運用指針（平成 26 年 7 月 25 日一部改正）では、工作物の制限において配慮すべき事項として、「空中線系については、従来から存在する電線類の張替え、トランス等の同種の機器の交換は、通常、工作物の形態意匠の変更には含まれないと解すべきである。」「空中線系や信号機の設置等定型的で公益性の高い行為については、例えば、一定の期間内に一定の区域において行うものを一括して一の行為として認定申請を行い、又は認定証の交付を行うことができるものである。」としている。